

(2) 交付額の上限等

① 都市住民と共生する農業経営の実現

事業実施期間：2年以内（+自走期間：1年間）
交付率：定額
交付上限額：250万円／年

このうちハード事業の上限は、150万円又はソフト事業の1.5倍の額のいずれか低い額
 (例1：ソフト事業100万円の場合、ハード事業の上限150万円)
 (例2：ソフト事業140万円の場合、ハード事業の上限110万円)
 (例3：ソフト事業 50万円の場合、ハード事業の上限 75万円)

事業実施区域：都市計画区域内
 ※ハード事業の対象は、市街化区域内のうち、生産緑地地区又は都市計画法・都市緑地法による基本計画等において、保全の方針が示されている農地
 ※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須

(参考) 例1：総事業費250万円 例2：総事業費280万円

ソフト100万円
ハード150万円

ソフト事業の1.5倍以内

☞250万円が交付対象

ソフト140万円
ハード140万円
(対象110万円)
(対象外30万円)

ソフト事業の1.5倍以内

☞250万円が交付対象

✓ check
 例2のハード事業は、150万円以内かつソフト事業の1.5倍以内であるが、当該メニューの上限額が250万円のため、超過分は事業実施主体の負担で実施することとなります。

② 都市農業の情報発信

事業実施期間：2年以内（+自走期間：1年間）
交付率：定額
交付上限額：100万円／年
事業実施区域：都市計画区域内
 (複数の市町村にまたがる取組に限る。ただし、特別区及び政令指定都市は農林水産省が適当と認める場合は単独市区で実施可能)

③ 防災協力農地の機能強化

事業実施期間：2年以内(+自走期間：1年間)
交付率：定額
交付上限額：150万円／年

このうちハード事業の上限は、50万円又は総事業費の2分の1の額のいずれか低い額
 (例1：総事業費150万円の場合、ハード事業の上限 50万円)
 (例2：総事業費200万円の場合、ハード事業の上限 50万円)
 (例3：総事業費 60万円の場合、ハード事業の上限 30万円)

事業実施区域：市街化区域内のうち、生産緑地地区又は都市計画法・都市緑地法による基本計画等において、保全の方針が示されている農地
 ※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須

(参考) 例1：総事業費150万円 例2：総事業費200万円

ソフト100万円
ハード50万円

総事業費の2分の1以内

☞150万円が交付対象

ソフト100万円
ハード100万円
(対象50万円)
(対象外50万円)

総事業費の2分の1以内

☞150万円が交付対象

✓ check
 例2のハード事業は、総事業費の2分の1以内であるが、ハード事業の上限額が50万円のため、超過分は事業実施主体の負担で実施することとなります。

2 モデル支援型 (1) 支援内容

～ 今後の都市農業のモデルとなる以下の取組への支援 ～

事業実施主体：都道府県、市区町村、農業協同組合連合会、NPO法人、民間企業 等

※③の都市部における防災機能の強化に向けた取組は、市区町村が連携することが必須

① 都市農業における有機農業等の普及に向けた取組

 都市農業者向けの有機農業資材や栽培技術に関する研修会の開催



研修会の開催

 都市農地の周辺環境対策のための簡易な施設（臭気、騒音、土ぼこり、土砂流出等の防止対策）の整備



マルシェの開催

 有機野菜を駅前広場や公園などで直売するマルシェの開催

② 都市における農村ファンの拡大に向けた取組

 市民農園や体験農園の開園に係る専門家への相談、農園の付帯施設（簡易トイレ、農機具庫、休憩所等）の整備



「農」に触れる機会の創出

 農園での都市住民と交流する体験イベントの開催



収穫体験イベント

 駅前広場や公園などで直売するマルシェの開催

③ 都市部における防災機能の強化に向けた取組

 都市住民等に向けた防災協力農地に関する説明会の開催



防災訓練の実施

 防災協力農地において実施する地域住民等を対象とした防災訓練



避難場所マップの作成

 市民に周知するための「防災協力農地」立て看板の設置や避難場所マップの作成

複数の地域又は業種が連携して取組を一体的に実施

他地域へ波及させるガイドラインを作成・公表



(2) 交付額の上限等

① 都市農業における有機農業等の普及

② 都市における農村ファンの拡大

事業実施期間：2年以内（+自走期間：1年間）

交付率：定額

交付上限額：700万円／年

このうちハード事業の上限は、150万円又はソフト事業の1.5倍の額のいずれか低い額

（例1：ソフト事業550万円の場合、ハード事業の上限150万円）

（例2：ソフト事業400万円の場合、ハード事業の上限150万円）

（例3：ソフト事業 50万円の場合、ハード事業の上限 75万円）

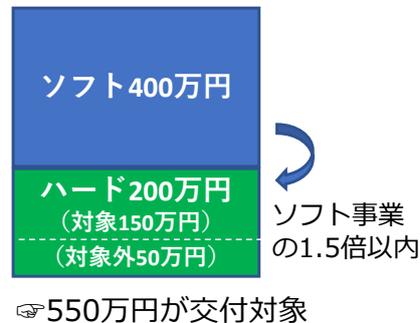
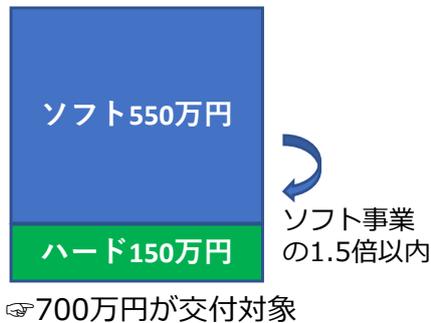
事業実施区域等：都市計画区域内であって、複数の地域又は業種が連携して一体的に実施。

※ハード事業の対象は、市街化区域内のうち、生産緑地地区又は都市計画法・都市緑地法による基本計画等において、保全の方針が示されている農地

※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須

（参考）例1：総事業費700万円

例2：総事業費600万円



✓ check

例2は、ハード事業の上限額（150万円）を超えているため、総事業費が700万円未満の場合でも、超過分（50万円）は事業実施主体の負担で実施することとなります。

③ 都市部における防災機能の強化

事業実施期間：2年以内(+自走期間：1年間)

交付率：定額

交付上限額：700万円／年

このうちハード事業の上限は、50万円又は総事業費の2分の1の額のいずれか低い額

（例1：総事業費700万円の場合、ハード事業の上限50万円）

（例2：総事業費500万円の場合、ハード事業の上限50万円）

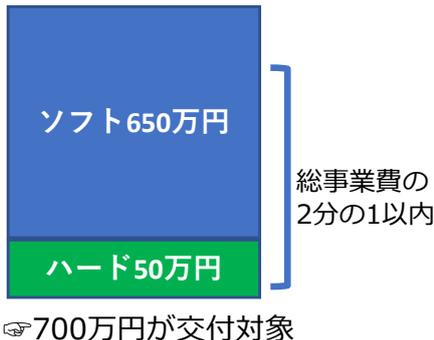
（例3：総事業費 60万円の場合、ハード事業の上限30万円）

事業実施区域等：市街化区域内のうち、生産緑地地区又は都市計画法・都市緑地法による基本計画等において保全の方針が示されている農地であって、複数の地域又は業種が連携して一体的に実施。

※ハード事業の実施にはソフト事業の実施が必須

（参考）例1：総事業費700万円

例2：総事業費500万円



✓ check

例2のハード事業は、総事業費の2分の1以内であるが、ハード事業の上限額（50万円）を超えているため、総事業費が700万円未満の場合でも、超過分（50万円）は事業実施主体の負担で実施することとなります。